「　　　　　　　　　　　　　　　サークル」の会則　（別紙）

1. 会の名称

本会は、「　　　　　　　　　　　　　　　サークル」と称する。

1. 会の目的

生涯学習の一環として、「　　　　　」サークル活動を通して健全な心身の健康と会員相互の親睦その円滑な会運営を図るため会則を定めることとする。

1. 会の活動

本会は、目的を達成するため次の活動を行う。

(1)活動内容・・・「　　　　　　　　　　」を学ぶ。

(2)活動と時間・・毎週・第　　　　曜日　午　　　時　　分～午　　　時　　分

(3)活動場所・・・豊見城市立中央公民館　「　　　　　　　　室」

(4)会員相互の親睦と地域還元を図るための活動（例：学校や老健施設慰問等）

４、会の方針

　　本会は、会員の自主的、自発的なサークルである。したがってすべての責任は個人にある。

(1)活動及び練習、集合時の準備、後始末は自主的に速やかに行う。

(2)活動及び練習、集合時の事故には、本会はその責任を負わない。

５、会員の構成

　　本会は、会の目的に賛同した会員を持って構成する。

６、会の運営

(1)総会：毎年一回総会を開催し、方針、会計報告、役員の選出等を討議する。

(2)連絡：会員相互の連絡は、連絡網を作成し行う。

名簿の順に連絡し、最後の人は連絡事項が届いたことを一番の会員へ報告する。

(3)会費：会費は月　　　　　円とする。

　　　　　　出席の有無に関わらず納めること。

　　　　　　　か月分前納とする（納めた会費は返金されない）

(4)退会：退会するときは、役員に届け出ること。

７、役員

　　本会の世話人として、次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

(1)会長（統括並びに代表者会議への出席(出席不可の時、代理可））・・１名

(2)書記（会員への連絡事項並びに会長を補佐する）・・・・・・・・・・・・・・・１名

(3)会計（会費の徴収、会計処理、保管、他会計に関すること）・・・・・・・１名

８、中央公民館定期利用団体連絡協議会「連絡協議会という」へ賛同し加入する。

　　本会は、連絡協議会の主催する事業等へ参加をする。

９、本会則の施行日は、令和　　年　　月　　日から施行する。